

(様式第1号)(第2条関係)

## 個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の名称																									
個人情報取扱事務を所掌する組織の名称																									
収集目的																									
収集の根拠																									
収集の対象となる個人の範囲																									
収集方法	収集先	<input type="checkbox"/> 本人	収集方法																						
		<input type="checkbox"/> 本人以外	根拠	長野県個人情報保護条例第4条第3項第号該当																					
		収集方法																							
教育委員会事務局の他の個人情報取扱事務において収集した個人情報の利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																								
	収集した組織の名称				個人情報取扱事務の名称																				
教育委員会事務局における個人情報取扱事務以外の事務への利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																								
	利用する組織の名称			利用する事務の名称				利用の根拠																	
教育委員会事務局以外の者への提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																								
	提供先			提供の方法				提供の根拠																	
				オンライン結合による提供							その他														
個人情報の電子計算機による処理の有無	<input type="checkbox"/> 電算処理を含む(システムの名称: ) <input type="checkbox"/> 電算処理を含まない																								
	記録する個人情報の内容																								
個人情報を記録する公文書の名称	基本的事項			心身の状況		家庭生活		社会生活		資産・収入		思想・信条等		その他の											
	個人別に付された符号	氏名	住所	本籍	生年月日	性別	電話番号	病歴	障害	身体状況	家族状況	婚姻	親族関係	職業	学業	資格	成績	趣味	資産状況	収入状況	納税状況	取引状況	思想・信条	宗宗教	差別原因情報
個人情報取扱事務の委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																								
備考																									

様式第2号中「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「個人情報ファイル」を「個人情報取扱事務」に、

記録情報の本人の住所氏名	(上記の住所氏名と異なる場合に記入してください。)	を
記録情報の本人の氏名及び住所	(開示請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)	
法定代理人が開示請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する□内にレ印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生 ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
法定代理人が開示請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する□内にレ印を記入し、同意がない場合にはその理由を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
同意がないう理由		

に改め、同様式の注の

2を次のように改める。

2 法定代理人が請求する場合には、1の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。

- (1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類
- (2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書

様式第3号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

(様式第4号)(第9条関係)

## 自己情報訂正請求書

年月日

長野県教育委員会

殿

住所

氏名

法定代理人が法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

長野県個人情報保護条例第23条第1項(第2項)の規定により、次のとおり訂正を請求します。

訂正請求に係る記録情報を特定するために必要な事項	
訂正請求の趣旨	
訂正請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容	
記録情報の本人の氏名及び住所	(訂正請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
法定代理人が訂正請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する□内にレ印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) <input type="checkbox"/> 未成年者(年月日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
法定代理人が訂正請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する□内にレ印を記入し、同意がない場合にはその理由を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意がない理由	

- (注) 1 請求の際には、開示請求に対する決定の通知書その他の本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)の提示又はその写しの提出が必要です。  
 2 請求の際には、訂正請求の趣旨が事実に合致していることを明らかにする資料の提出が必要です。  
 3 法定代理人が請求する場合には、1及び2の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。  
 (1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類  
 (2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書

(様式第5号)(第10条関係)

## 自己情報利用中止請求書

年 月 日

長野県教育委員会

殿

住 所

氏 名

法定代理人が法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

長野県個人情報保護条例第31条第1項(第2項)の規定により、次のとおり利用中止を請求します。

利用中止請求に係る記録情報を特定するために必要な事項	
利用中止請求の趣旨	
利用中止請求の理由	
利用中止請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容	
記録情報の本人の氏名及び住所	(利用中止請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に記入してください。)
法定代理人が利用中止請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別	(該当する□内にレ印を記入し、記録情報の本人が未成年者の場合には生年月日を記入してください。) <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
法定代理人が利用中止請求をする場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無	(該当する□内にレ印を記入し、同意がない場合にはその理由を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意がない理由	

(注) 1 請求の際には、開示請求に対する決定の通知書その他の本人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)の提示又はその写しの提出が必要です。

2 法定代理人が請求する場合には、1の書類のほか次の書類の提示又は提出が必要です。

- (1) 戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類
- (2) 未成年者の法定代理人が請求する場合において当該未成年者の同意があるときは、当該未成年者が作成した同意書

様式第6号を削る。

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

教育振興課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県教育委員会

### 長野県教育委員会規則第8号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第33条の3」を「-第33条の4」に改める。

第2条中「体育課」を「スポーツ課」に改める。

第3条を次のように改める。

#### 第3条 削除

第6条第8号中「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改める。

第7条第1号及び第8条第3号中「体育課」を「スポーツ課」に改める。

第11条(見出しを含む。)中「体育課」を「スポーツ課」に改め、同条第2号を削り、同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) スポーツ(社会体育を含む。第17条第5項第3号において同じ。)に関すること。

第17条第5項第3号中「社会体育」を「スポーツ」に改める。

第33条の2中「歴史的資料」を「歴史資料等(第33条の4第3項において「歴史的資料」と総称する。)」に改める。

第3章第8節中第33条の3の後に次の1条を加える。

(内部組織)

第33条の4 長野県立歴史館に、その事務を分掌させるため、管理部及び学芸部を置く。

2 管理部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 庶務及び会計に関すること。

(2) その他学芸部の所管に属さないこと。

3 学芸部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 歴史的資料の展示及び閲覧に関すること。

(2) 歴史に関する各種刊行物の編集に関すること。

(3) 考古資料の収集、整理及び保存に関すること。

(4) 埋蔵文化財の保存処理及び保存科学に関すること。

(5) 埋蔵文化財に関する調査研究及び研修等の実施に関すること。

(6) 文献史料(歴史的価値を有する文書その他の記録をいう。以下この項において同じ。)の収集、整理及び保存に関するこ

と。

(7) 文献史料に関する調査研究及び研修等の実施に関するこ

(8) 歴史的資料(考古資料及び文献史料を除く。次号において同じ。)の収集、整理及び保存に関するこ

(9) 歴史的資料に関する調査研究に関するこ

(10) その他歴史に関する教育の普及、情報の収集及び利用者への提供並びに相談に関するこ

4 学芸部に、その事務を分掌させるため、課を置き、その名称及び分掌事務は、次の表のとおりとする。

名 称	分 掌 事 务
総合情報課	前項第1号、第2号及び第8号から第10号までの事項
考古資料課	前項第3号から第5号までの事項
文献史料課	前項第6号及び第7号の事項

第42条の見出しを「(ユニットの設置)」に改め、同条第1項中「ほか、」の次に「本庁の課若しくは室又は」を加え、「又はその分掌組織」を「若しくはこれらの分掌組織(以下この条において「課等」という。)」に、「係」を「ユニット」に、「当該機関の長があらかじめ教育委員会の承認を得て」を「課等の長が」に改め、同条第2項中「係を置く機関」を「ユニットを置く課等」に、「係長」を「ユニットリーダー」に、「機関の」を「課等の」に改める。

別表第1を次のように改める。

(別表第1) 削除

別表第5の長野県望月少年自然の家の項中

「北佐久郡望月町」を「佐久市」に改める。

別表第6の1の長野県スポーツ振興審議会の項中

「体育課」を「スポーツ課」に改め、同表の2の長野県文

化財保護審議会の項中「第105条」を「第190条」に改める。

別表第7の課又は室の項中

係長	課務の分掌及び係員の指揮監督
企画員	高度な企画調整事務

」を

企画員	高度な企画調整事務
-----	-----------

に改め、

同表の文化財・生涯学習課の項中「(昭和26年法律第285号)」を削り、同表の保健厚生課の項中

学校保健技師	学校保健法(昭和33年法律第56号) 第15条第3項に規定する職務
--------	--------------------------------------

」を

管理栄養士	栄養指導業務
保健師	保健指導業務
学校保健技師	学校保健法(昭和33年法律第56号) 第15条第3項に規定する職務

に改める。

別表第8の少年自然の家の項の次に次のように加える。

歴史館	館長	館務の掌理及び所属職員の指揮監督
	副館長	館長の職務遂行の補佐及び館務の整理
	部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
	課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
	学芸員	博物館法第4条第4項に規定する職務
	学芸員補	博物館法第4条第6項に規定する職務

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
(教育関係事務の定例報告に関する規則の一部改正)
- 2 教育関係事務の定例報告に関する規則（昭和32年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項の表中「体育課」を「スポーツ課」に改める。

教育振興課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県教育委員会

**長野県教育委員会規則第9号**

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「本庁の係長が専決する事項は」を「前項の規定にかかわらず」に、「とする」を「は、課長があらかじめ指定した職員に専決させることができる」に改める。

別表第3の1の(3)中「総合教育センター所長」を「長野県総合教育センター所長、長野県生涯学習推進センター所長」に改め、同2の(6)中「もの」の次に「で裁量の余地があるもの」を加える。

別表第5の1の(1)のウ中「職務の専念義務の特例に関する条例」を「職務に専念する義務の特例に関する条例」に改め、同(3)の中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「個人情報ファイル簿」を「個人情報取扱事務登録簿」に改め、同イ中「第7条第3項」を「第4条第6項」に、「記録情報の廃棄」を「通知」に改め、同ウ中「第8条第2項」を「第4条第7項」に、「利用又は提供」を「収集目的の明示」に改め、同エ中「第8条第3項」を「第5条第2項」に、「制限及び措置の要求」を「記録情報の利用又は提供」に改め、同オ中「第9条」を「第5条第4項」に、「措置の要求」を「通知」に改め、同カ中「第13条第3項（第19条第3項において準用する場合を含む。）」を「第5条第5項」に、「補正」を「制限及び措置」に改め、同キ中「第14条第1項」を「第8条第1項」に、「決定及び通知」を「措置の要求」に改め、同ク中「第14条第3項」を「第11条第3項」に、「期間の延長及び通知」を「補正の要求」に改め、同ケ中「第15条第1項」を「第16条第1項」に、「開示の実施」を「決定及び通知」に改め、同コ中「第16条」を「第16条第2項」に、「通知」を「決定及び通知」に改め、同サ中「第20条第1項」を「第17条第2項」に、「決定」を「期間の延長」に改め、同シ中「第20条第2項」を「第17条第3項」に、「期間の延長」を「開示決定等」に改め、同ス中「第20条第3項」を「第18条第1項」に、「訂正の実施」を「事案の移送及び通知」に改め、同セ中「第21条第4項」を「第19条第1項」に改め、同セの次に次のように加える。

- ソ 第19条第2項の規定による通知
- タ 第19条第3項の規定による通知
- チ 第20条第1項の規定による開示の実施
- ツ 第24条第3項の規定による補正の要求

テ 第25条の規定による訂正の実施

ト 第27条第1項の規定による決定及び通知

ナ 第27条第2項の規定による決定及び通知

ニ 第28条第2項の規定による期間の延長及び通知

ヌ 第29条第1項の規定による事案の移送及び通知

ネ 第30条の規定による通知

ノ 第32条第3項の規定による補正の要求

ハ 第35条第1項の規定による決定及び通知

ヒ 第35条第2項の規定による決定及び通知

フ 第36条第2項の規定による期間の延長及び通知

ヘ 第37条第1項の規定による通知

別表第6の2中「総務部職員サポート課長」を「総務部職員サポート課内部事務システム推進室長」に改め、同(2)及び同3の(2)中「及び単身赴任手当」を「、単身赴任手当及び寒冷地手当」に改める。

別表第7の1中「及び長野県生涯学習推進センター所長」を「、長野県生涯学習推進センター所長及び長野県立歴史館長」に改め、同(1)を次のように改める。

(1) 次長又は副館長

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

教育振興課

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

**長野県人事委員会規則第3号**

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部

を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和38年長野県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改める。

第7条第6項中「第8条第5項」を「第8条第6項」に改める。  
第14条第2項中「3月」を「6月」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の苦情の処理に関する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

**長野県人事委員会規則第4号**

職員の苦情の処理に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、人事委員会が職員（離職した職員を含む。次条及び第3条において同じ。）からの相談を受けて行う地方公務員法（昭和25年法律第261号。次条及び第3条において「法」という。）第8条第1項第11号の規定による苦情の処理に関し必要

な事項を定めるものとする。

(苦情の相談)

第2条 職員による苦情の相談は、その相談をする本人に係る勤務条件その他の人事管理に関するものについて、書面又は口頭により行うものとする。

2 前項の苦情の相談は、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情の相談に限るものとする。

(1) 離職に関する苦情の相談

(2) 法第28条の4又は第28条の5の規定による採用に関する苦情の相談

(苦情の処理)

第3条 人事委員会は、苦情の相談をした職員（以下「相談者」という。）に対し事案の内容に応じた助言等をするとともに、必要に応じて、当該相談者に係る任命権者その他の関係者に対し指導その他必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、相談者がその者に係る事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求があったとき又は法第49条の2の規定による不服申立てが受理されたときは、当該事案の処理は、打ち切られたものとみなす。

(調査)

第4条 人事委員会は、事案の処理に必要な範囲で、相談者に係る任命権者その他の関係者に対して、当該事案に係る事実関係等について聞き取り、文書照会その他の方法による調査を行うことができる。

(苦情相談員)

第5条 人事委員会は、その事務局の職員のうちから適当と認める者を、苦情の相談を担当する職員（次条及び第7条において「苦情相談員」という。）として指定する。

(記録の作成)

第6条 苦情相談員は、事案ごとに、その概要及び処理状況についての記録を作成しなければならない。

(相談者に係る情報の保護)

第7条 苦情相談員その他の苦情の相談に関する事務に従事する職員は、相談者の同意を得ずに、当該相談者に係る任命権者その他の関係者に対して、相談者の氏名、苦情の相談の内容その他の苦情の相談に関し職務上知り得た事項を明らかにしてはならない。

(相談者等への配慮)

第8条 任命権者は、人事委員会に対して苦情の相談を行ったこと、苦情の相談に関し人事委員会が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

(人事委員会及び任命権者の連携及び協力)

第9条 人事委員会及び任命権者は、苦情の処理について、相互に連携を図り、協力するよう努めるものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

職員の分限に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

**長野県人事委員会規則第5号**

職員の分限に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の分限に関する規則の一部改正)

第1条 職員の分限に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第4項」を「第8条第5項」に、「基き」を「より」に改める。

(職員の懲戒に関する規則の一部改正)

第2条 職員の懲戒に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第4項」を「第8条第5項」に、「基き」を「より」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

人事委員会事務局